

## 受章



◆瑞宝双光章  
亀本 優さん(東三浦)  
(元公立学校長)

## 表彰・受賞

### ◆「社会を明るくする運動」作文コンテスト

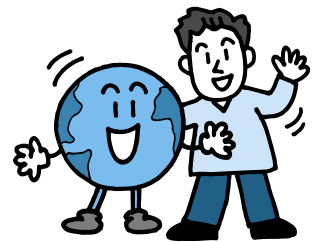
- ・山口保護観察所長賞 (小学校の部)  
城山小学校 6年 渥美 友紀さん
- ・山口保護観察所長賞 (中学校の部)  
沖浦中学校 2年 竹内 志穂さん

## 地球にやさしい電話帳をつくるため 古い電話帳の回収にご協力をお願いします

N T Tでは、地球環境にやさしい取り組みとして、純正パルプの使用料削減に努めるため、新しい電話帳をお届けする際に古い電話帳を回収させていただき、それを新しい電話帳の原材料とする「電話帳クローズドループリサイクル」の取り組みを行っています。

この取り組みは皆様のご協力により成り立つ取り組みで、方法は簡単です。3月に新しい電話帳をお届けする際に、配達員へ古い電話帳をお渡しいただくことで、環境へやさしい電話帳の取り組みに参加いただけます。また、配達した際にご不在の場合は、改めて回収に伺いますので、タウンページセンタまでご一報ください。ご協力よろしく申し上げます。

◆タウンページセンタ/  
☎0120-506309



## 福祉課からのお知らせ

◆問い合わせ/  
福祉課☎77-5505

### 福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部(基本料金)を助成する制度です。

#### ■利用対象者

80歳以上の方、または身体障害者手帳1〜4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1〜3級をお持ちの方。

#### ■内容

町内のタクシー会社を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

#### ■有効期限

平成19年4月1日〜平成20年3月31日

#### ■申請手続き

○場所 各支所総合窓口または各出張所  
○持参するもの

- ・身障手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑

福祉タクシー、はり・きゅう等施術費利用券助成申請の受付を始めます。

平成19年4月以降、福祉タクシーおよびはり・きゅう等施術費の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。

4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。(現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降ご利用ができません。)

### はり・きゅう施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

#### ■利用対象者

65歳以上の方

#### ■内容

施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

#### ■有効期限

平成19年4月1日〜平成20年3月31日

#### ■申請手続き

○場所 各支所総合窓口または各出張所  
○持参するもの ・印鑑

#### ■申請受付

福祉タクシー利用の助成、はり・きゅう施術費の助成とも3月9日(金)まで